

鎌ヶ谷市国民健康保険  
特定健康診査等実施計画

平成23年3月（一部改定）

鎌ヶ谷市

（鎌ヶ谷市国民健康保険）

## 序章 計画策定にあたって

### 1 特定健康診査・特定保健指導の導入の趣旨

高齢化の急速な進展に伴い、疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加し、死亡原因でも生活習慣病が約6割を占め、医療費に占める割合も国民医療費の約3分の1となっています。

生活習慣病の中でも、特に、心疾患、脳血管疾患等の発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の有病者やその予備群の増加がみられ、また、その発症前の段階であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が強く疑われる方と予備群と考えられる方を合わせた割合は、男性では2人に1人、女性では5人に1人の割合に達しています。

このような状況に対応するため、平成18年6月21日に医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保し、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編統合等の措置を講ずることを目的とした「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、この改正の中で、「高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）」が規定され、平成20年4月から医療保険者は被保険者に対して内臓脂肪型肥満に着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。

鎌ヶ谷市国民健康保険の保険者である鎌ヶ谷市は、平成20年度より、この法律に基づき、40歳から74歳までの加入者（被保険者・被扶養者）を対象とし、メタボリックシンドロームに着目し、できるだけ早い時期・段階に介入し行動変容、改善を図り、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特定健康診査及び特定保健指導を実施します。

### 2 生活習慣病対策の必要性

生活習慣病は、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣を続けることにより糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、その後重症化し、虚血性心疾患や脳卒中等の発症に至るという経過をたどり、生活の質（QOL）の著しい低下を招きます。

しかし、生活習慣病は若い時からの予防により防ぐことが可能であり、発症前に留めることができれば、通院患者を減らすことができ、更には重症化や合併症の発症を抑え、入院患者を減らすことができ、生活の質（QOL）の維持及び向上を図りながら医療費の伸びを抑制することが可能となります。

### 3 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目する意義

糖尿病等の生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）に起因する場合が多く、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなります。また、肥満者の多くが複数の危険因子を併せ持っています。

内臓肥満に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧は予防可能であり、また発症してしまっただ後も、血糖、血圧等をコントロールすることにより、心筋梗塞等の心血管疾患、脳梗塞等の脳血管疾患、人工透析を必要とする腎不全などへの進展や重症化を予防することができます。

このため、特定健康診査・特定保健指導では、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、その該当者及び予備群を減少させることを目的に実施します。また、特定健康診査・特定保健指導の特徴、目的、内容、対象者、方法、評価等についての基本的な考え方は、次のとおりです。

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための  
健診・保健指導の基本的な考え方について

	これまでの健診・保健指導		これからの健診・保健指導
健診・保健指導の関係	健診に付加した保健指導	<p>最新の科学的知識と、課題抽出のための分析</p> <p>→</p> <p>行動変容を促す手法</p>	内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出する健診
特徴	プロセス(過程)重視の保健指導		結果を出す保健指導
目的	個別疾患の早期発見・早期治療		内臓脂肪型肥満に着目した早期介入・行動変容 リスクの重複がある対象者に対し、医師、保健師、管理栄養士等が早期に介入し、行動変容につながる保健指導を行う
内容	健診結果の伝達、理想的生活習慣に係る一般的な情報提供		自己選択と行動変容 対象者が代謝等の身体のメカニズムと生活習慣との関係を理解し、生活習慣の改善を自らが選択し、行動変容につなげる
保健指導の対象者	健診結果で「要指導」と指摘され、健康教育等の保健事業に参加した者		健診受診者全員に対し、必要度に応じ、階層化された保健指導を提供 リスクに基づく優先順位をつけ、保健指導の必要性に応じて「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」を行う
方法	一時点の健診結果のみに基づく保健指導 画一的な保健指導		健診結果の経年変化及び将来予測を踏まえた保健指導 データ分析等を通じて集団としての健康課題を設定し、目標に沿った保健指導を計画的に実施 個々人の健診結果を読み解くとともに、ライフスタイルを考慮した保健指導
評価	アウトプット(事業実施量)評価 実施回数や参加人数		アウトカム(結果)評価 糖尿病等の有病者・予備群の25%減少
実施主体	市町村		医療保険者

厚生労働省健康局「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」

#### 4 計画の位置付け

この計画は、「国の特定健康診査等基本指針（法第18条）」に基づき、鎌ヶ谷市国民健康保険の保険者である鎌ヶ谷市が特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項について策定するものとします。

#### 5 計画の期間

この計画は5年を一期とし、平成20年度から平成24年度までを第1期とし、5年度ごとに見直しを行います。また、達成状況などの評価結果を踏まえ、必要な場合は見直しを行うものとします。

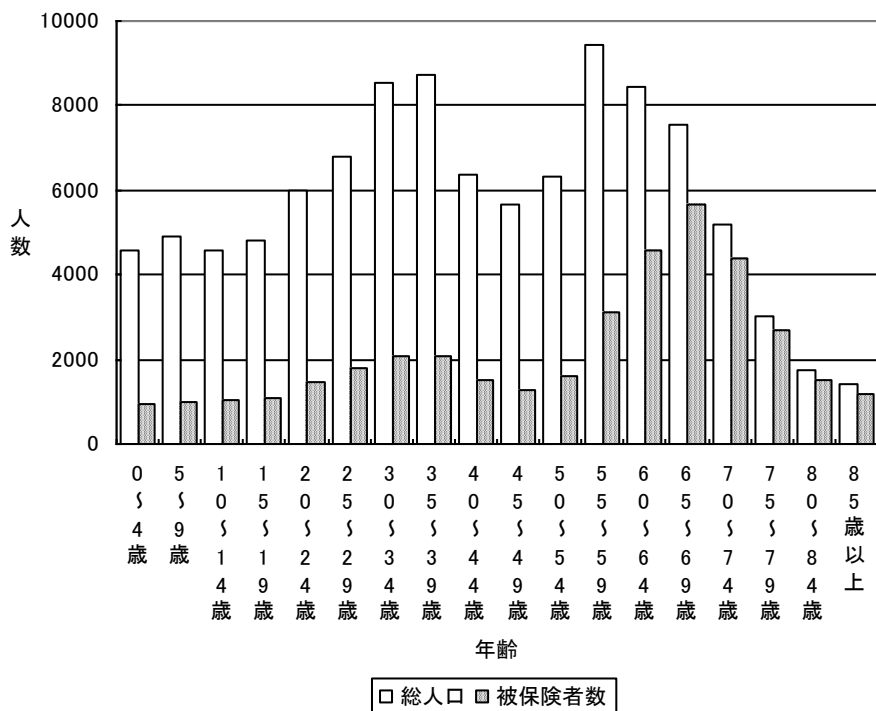
# 第1章 健診の現状

## 1 鎌ヶ谷市の特徴

18年度末の国民健康保険加入状況は、加入者39,023人、加入世帯数20,546世帯となっており、総人口の37.4%の加入割合となっています。

年齢階層別人口と被保険者数

(平成19年3月末現在)

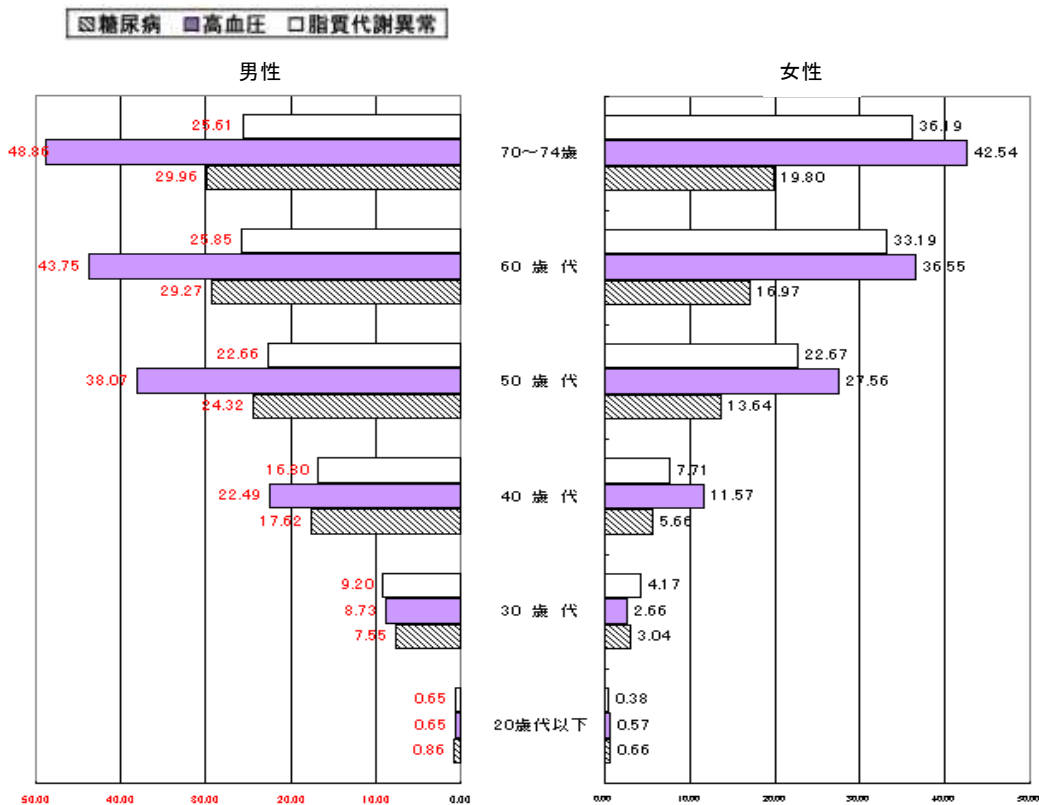


## 2 生活習慣病の治療状況

生活習慣病の治療状況を見ると、男女ともに加齢に伴う増加が見られ、特に30歳代に急増しています。他疾病と比較すると、男女ともに高血圧治療者が多く、70歳代になると男性では48.86%、女性では42.54%を占めています。

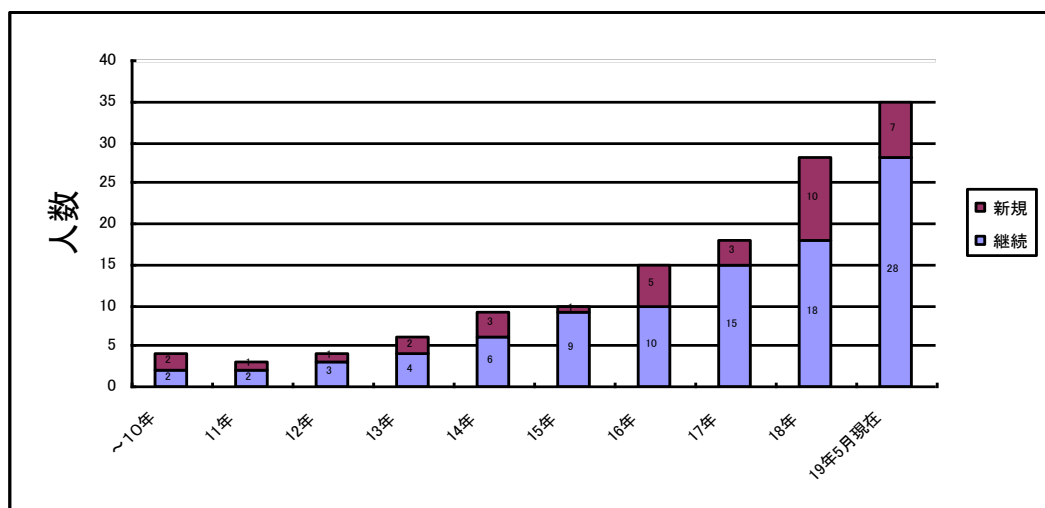
治療内容では、高血圧に次いで、男性では糖尿病、女性では脂質異常症が多く見られます。

## 平成 19 年度 5 月受療分 レセプト分析グラフ



### 糖尿病を持つ透析治療者

特定疾病で長期にわたり高額な医療費がかかった 68 人中、糖尿病を持つ透析治療者は 35 人と全体の 51.5% を占めていました。年々、新規透析治療者数が増加しており、糖尿病の治療継続および予防のためのメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策が急務とされます。



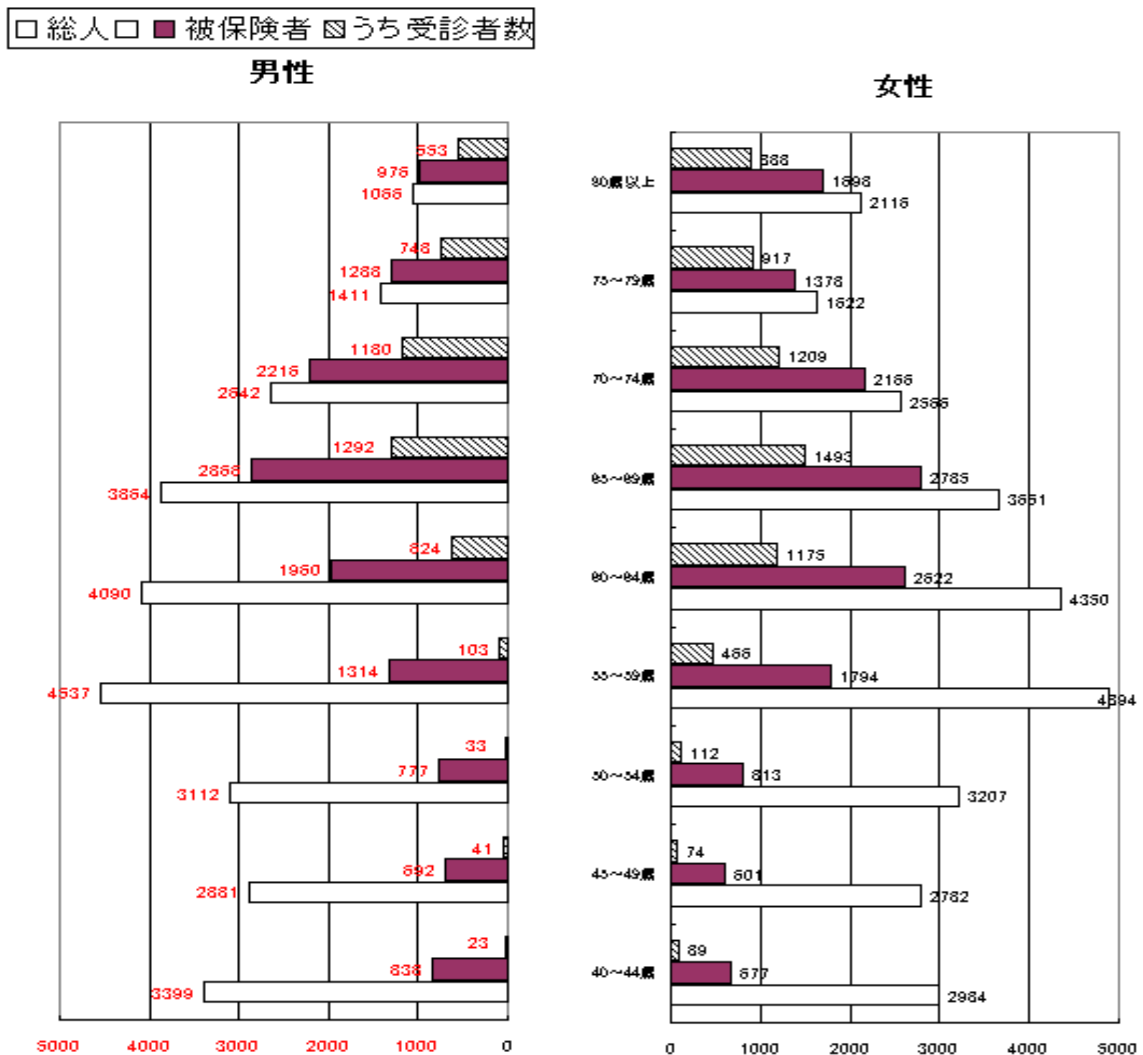
### 3 被保険者（基本健康診査受診者）の健康状況

#### (1) 健診受診状況

平成18年度の国保加入者の基本健康診査の受診状況を、男女別にみると、ほとんどが女性で男性が少なく、年代別では、40歳～59歳の層の未受診者が多く見られます。

受診率で見ると、男性の40歳～59歳までは10%にみならず、特に40～44歳は2.8%と低い結果でした。女性は40～54歳までは10%代、55歳～59歳で20%代、60歳代で40～50%と加齢に伴い増加しています。

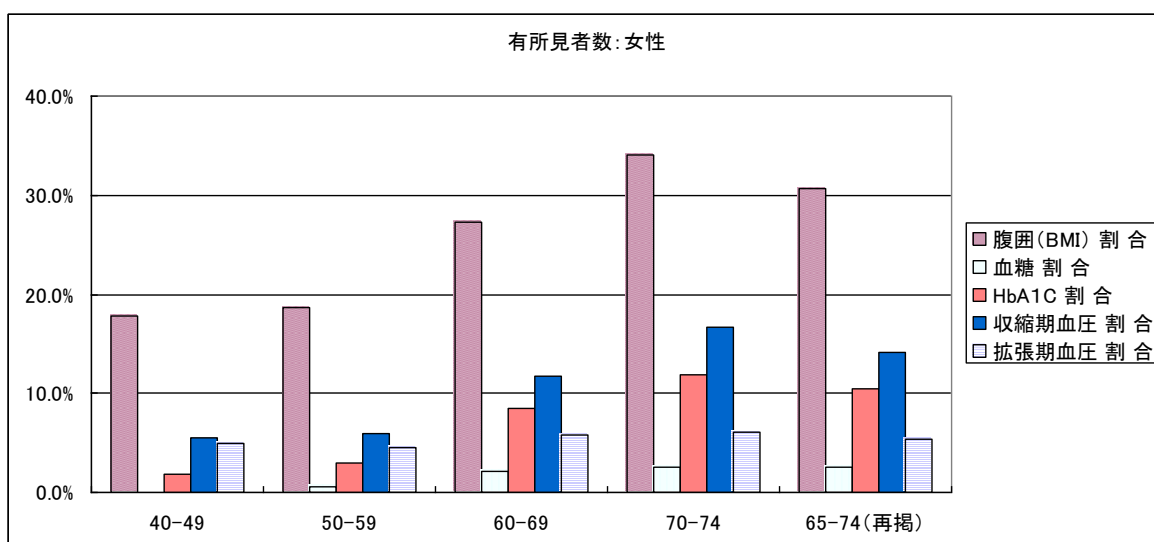
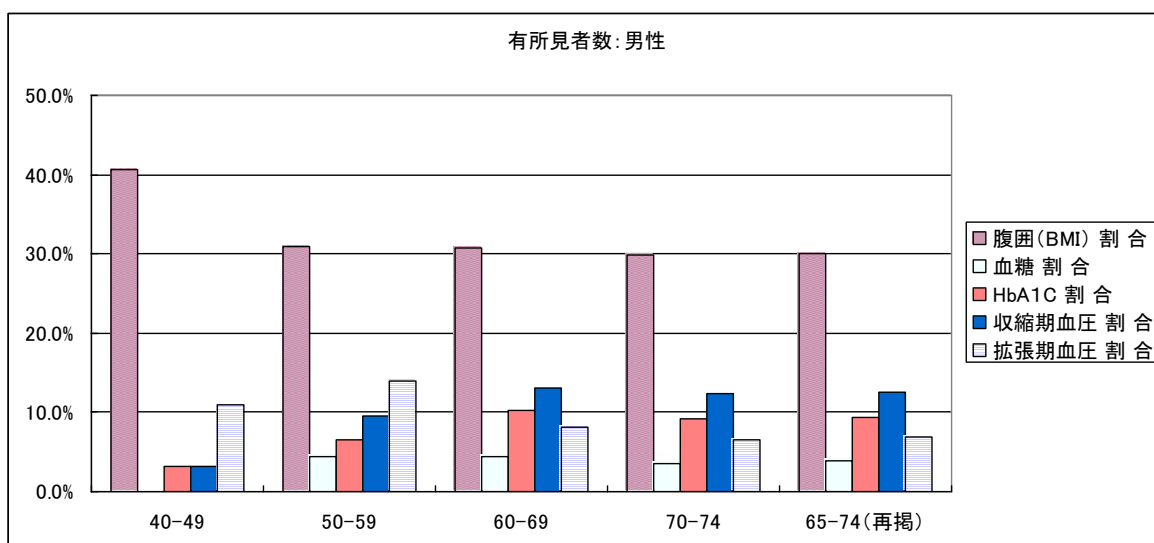
#### 健診受診状況



## (2) 健診有所見者状況

腹囲（BMI）の有所見者が男女ともに最も多くみられます。特に、男性の40歳代では41%と最も多く、50歳代以降は30%を占めています。女性は、40～50歳代で約20%弱を占め、加齢に伴い増加しています。

男性の血糖、血圧の有所見者は、10%前後各年代にみられ、女性では60歳から加齢に伴い、ヘモグロビンA1c、収縮期血圧の有所見者が増加しています。

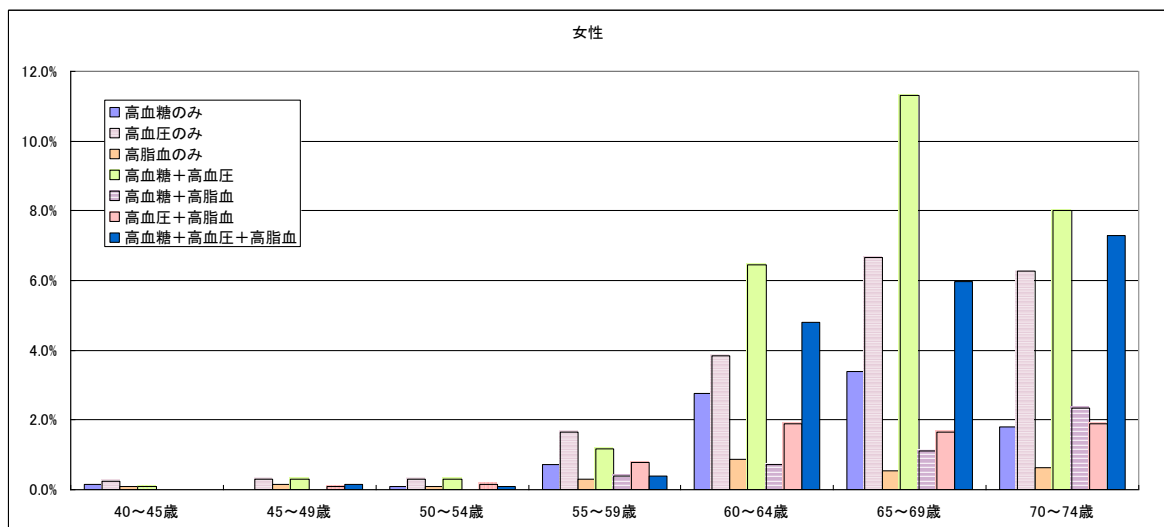
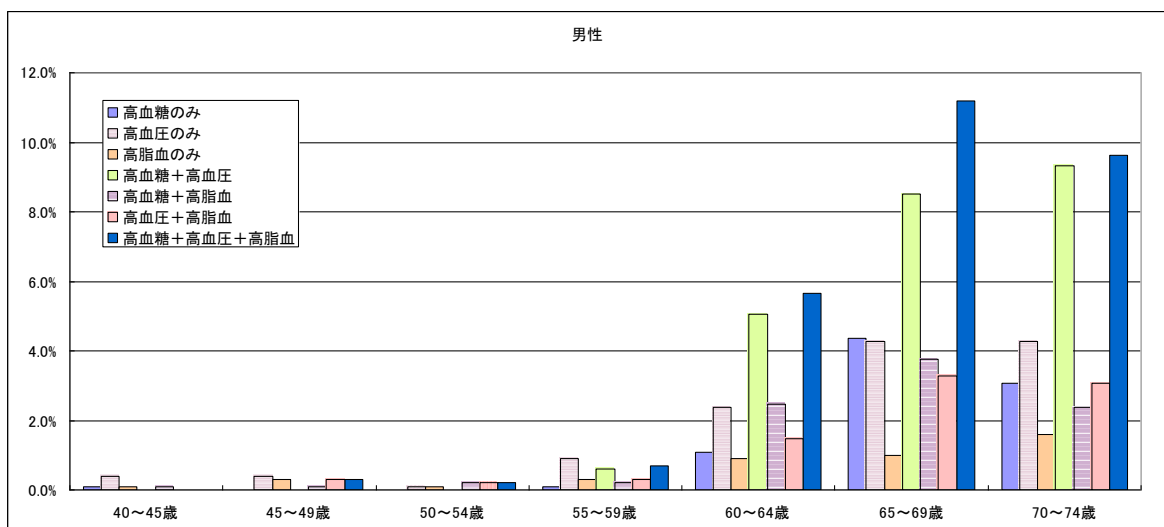




### (3) メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）のリスク重複状況

有所見者の重複状況を見てみると、男性は高血糖・高血圧・脂質異常の重なりが27.7%、次いで高血糖・高血圧の重なりが23.5%で、いずれも55歳からその兆候が見られ、60歳から急増しています。女性は高血糖・高血圧が27.6%、次いで高血圧単独で19.3%、次いで高血糖・高血圧・脂質異常の重なりが18.7%で、年代的には男性と同様な増加を示しています。

男女ともに、BMI25以上の者は、40歳代で高血圧、加齢に伴い男性では脂質異常、高血糖が、女性では高血糖、脂質異常が重なってくる傾向が見られました。



## 第2章 特定健康診査・特定保健指導の実施

### 1 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方

被保険者の健康状況から、若い時からの生活習慣病予防が必要とされます。健康診査を受診することで、現在の健康状態を自覚し、望ましい生活習慣が継続できるように、健診体制の充実を図り、受診者の増加を図ります。

また、個々にあった保健指導の徹底のため、就業状況に合わせた保健指導が受けられるような、基盤整備をします。併せて、継続への支援体制とポピュレーションアプローチの充実、未受診者の把握と保健指導の徹底等により、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることとします。

### 2 目標値の設定

厚生労働省は、計画を策定するにあたり第1期の参酌標準として、平成24年度には特定健康診査受診率を65%、特定保健指導実施率を45%、内臓脂肪症候群の該当者及び予備群の減少率を平成20年度と比較し10%を達成することを特定健康診査等基本指針に掲げています。

本市は、特定健康診査と特定保健指導が従来の基本健康診査にかわり平成20年度からの新たに導入される制度であることなどを考慮し、国の参酌標準に基づき目標値を次のとおり設定します。

	H 20年度	H 21年度	H 22年度	H 23年度	H 24年度
特定健診の受診率	50%	54%	58%	62%	65%
特定保健指導の実施率	25%	30%	35%	40%	45%
内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率	基準年				10% (対20年値)

### 3 特定健康診査の対象者

特定健康診査の対象者は、実施年度の4月1日における国保加入者のうち、当該年度において40歳から74歳となる方とします。なお、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者（刑務所入所中、海外在住、長期入院等告示で規定）は、対象者から除外します。

受診者推計（年度毎の加入者推計から割り出した人数）

	H 20年度	H 21年度	H 22年度	H 23年度	H 24年度
国保加入者数	22,706	23,207	23,666	24,126	24,662
受診率	50%	54%	58%	62%	65%
受診者数	11,353	12,531	13,726	14,958	16,030

#### 4 特定保健指導対象者

特定保健指導の対象者は、特定健康診査の結果、腹囲が 85cm 以上（男性）・90cm 以上（女性）の者、又は腹囲が 85cm 未満（男性）・90cm 未満（女性）の者で BMI が 25 以上の者のうち、血糖（空腹時血糖が 100mg/dl 以上、またはヘモグロビン A1c が 5.2%以上）・脂質（中性脂肪 150 mg/dl 以上、または HDL コレステロール 40mg/dl 未満）・血圧（収縮期 130mmHg 以上、または拡張期 85 mmHg 以上）に該当する者とします。ただし、糖尿病、高血圧症または脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除きます。

なお、リスクの多少と喫煙歴の有無により、下表のとおり階層化を図ります。

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40～64 歳	65 歳～74 歳
$\geq 85$ cm （男性） $\geq 90$ cm （女性）	2 つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1 つ該当	あり		
上記以外で BMI $\geq 25$	3 つ該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2 つ該当	あり		
	1 つ該当	なし		

#### 対象者推計

	年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
		実施率	25%	30%	35%	40%
動機付け支援	対象者数	1,796	1,976	2,156	2,343	2,478
	実施者数	449	593	755	938	1,116
積極的支援	対象者数	886	954	1,018	1,077	1,129
	実施者数	222	287	357	431	509
保健指導合計	対象者数	2,682	2,930	3,174	3,420	3,607
	実施者数	671	880	1,112	1,369	1,625

※対象者の見込み数は、「第 6 回 標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会」で示された「特定保健指導対象者の推計」の割合により算出。

### 第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

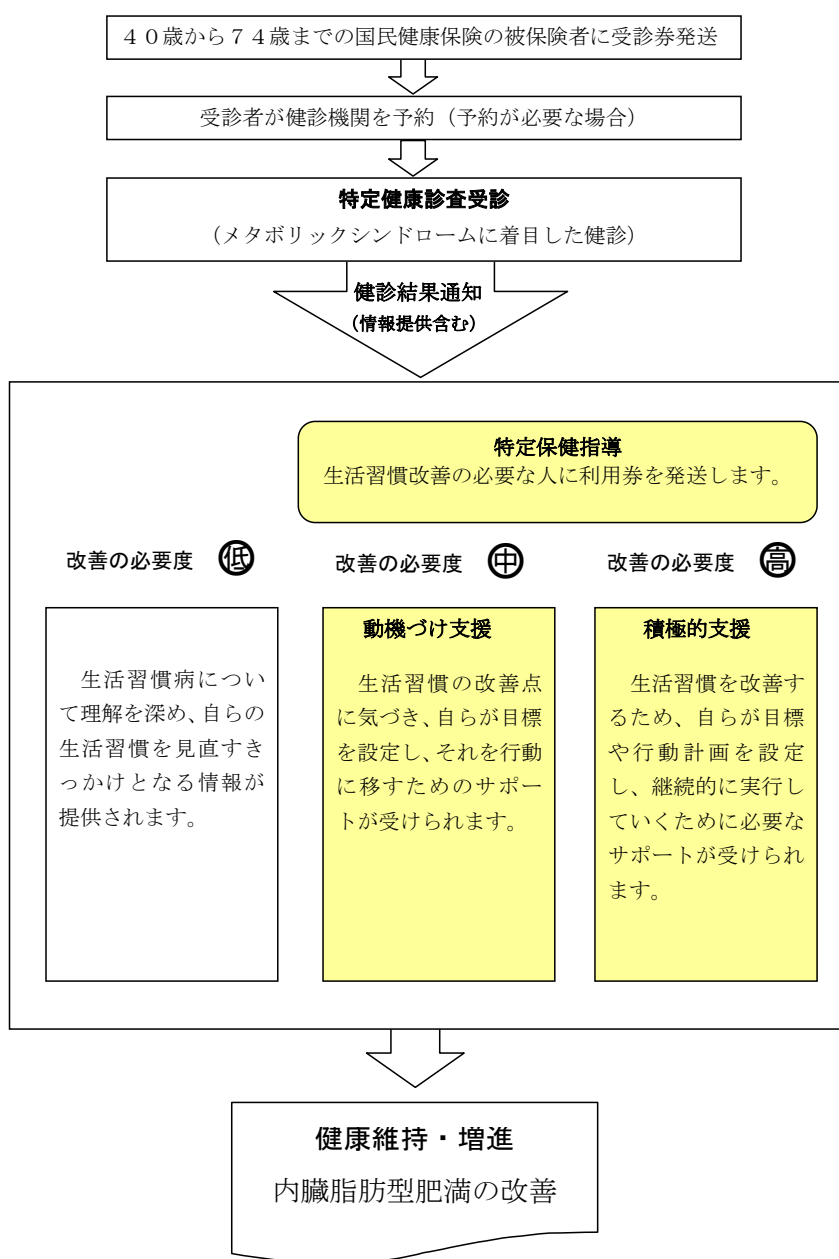
特定健康診査は、地域の医療機関（社団法人鎌ヶ谷市医師会・社会医療法人社団木下会鎌ヶ谷総合病院）に委託（単価契約）し、健診受診者の利便性を図ります。

特定保健指導については、市直営により保健センターで実施します。

#### 1 実施場所及び形態

特定健康診査は、市と契約する医療機関での個別受診とします。特定保健指導は、市保健センターを主会場に、個別支援で市が実施します。

#### 2 特定健康診査と特定保健指導の流れ



### 3 健診項目

健診項目は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年12月28日厚生労働省令第157号）」に基づき、次のように定めます。

<p>健診項目 (必須)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 既往歴の調査・・・質問表（事前配布：記載持参）</li> <li>2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査・・・ 理学的検査（身体診察）</li> <li>3. 身長、体重及び腹囲の測定（腹囲の測定については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認める場合は、省略可）</li> <li>4. BMIの測定</li> <li>5. 血圧の測定</li> <li>6. 肝機能検査（GOT, GPT, <math>\gamma</math>-GTP）</li> <li>7. 血中脂質検査（血中トリグリセライドの量、HDLコレステロール、LDLコレステロール）</li> <li>8. 血液検査・・・ヘモグロビンA1c</li> <li>9. 尿中の糖及び蛋白の量</li> </ol>
<p>詳細な健診 (一定の基準の下、医師の判断に基づき実施)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 貧血検査・・・ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数（貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者）</li> <li>2. 心電図検査・・・前年度の健診結果等で、血糖、脂質、血圧及び肥満の全てについて、基準に該当した者</li> <li>3. 眼底検査・・・前年度の健診結果等で、血糖、脂質、血圧及び肥満の全てについて、基準に該当した者</li> </ol>

○標準的な質問表

		質 問 項 目	該当する箇所には○をして下さい
1 3		現在、a から c の薬の使用の有無	
	1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
	2	b. インスリン注射又は血糖を下げる薬	①はい ②いいえ
	3	c. コレステロールを下げる薬	①はい ②いいえ
4		医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
5		医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
6		医師から、慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析）を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
7		医師から、貧血と言われことがある。	①はい ②いいえ
8		現在、たばこを習慣的に吸っている。 （「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計 100 本以上、又は 6 ヶ月以上吸っている者」であり、最近 1 ヶ月間も吸っている者）	①はい ②いいえ
9		20 歳の時の体重から 10 kg 以上増加している。	①はい ②いいえ
10		1 回 30 分以上の軽く汗をかく運動を週 2 日以上、1 年以上実施している。	①はい ②いいえ
11		日常生活において歩行又は同等の身体活動を 1 日 1 時間以上実施している。	①はい ②いいえ
12		ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ
13		この 1 年間で体重の増減が ± 3 kg 以上あった。	①はい ②いいえ
14		人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②普通 ③遅い
15		就寝前の 2 時間以内に夕食をとることが週に 3 回以上ある。	①はい ②いいえ

16	夕食後に間食（3食以外の夜食）をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
17	朝食を抜くことが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
18	お酒（清酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない（飲めない）
19	飲酒日の1日あたりの飲酒量 清酒1合(180ml)の目安：ビール中瓶1本(約500ml)、焼酎35度(80ml)、ウイスキーダブル1杯(60ml)、ワイン2杯(240ml)	①1合未満 ②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3合以上
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。	①思わない ②概ね6ヶ月以内に改善するつもりである ③概ね1ヶ月以内に改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる（6ヶ月未満） ⑤既に改善に取り組んでいる（6ヶ月以上）
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	①はい ②いいえ

#### 4 実施期間

特定健康診査は、7月から1月までの実施とします。

特定保健指導は、結果受領後開始とし、通年で実施します。

#### 5 自己負担額

特定健康診査の自己負担額は、一人あたり1,000円とし、免除規定については別途定めます。特定保健指導については、自己負担はなしとしますが、実費分が発生する場合、利用者の了解のもと自己負担とします。

## 6 特定健康診査及び特定保健指導の委託

### (1) 委託基準

特定健康診査及び特定保健指導の外部への委託にあたっては、高齢者の医療の確保に関する法律 28 条及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づく厚生労働大臣告示の委託基準を満たす事業者に委託します。

### (2) 実施機関リスト

特定健康診査を実施する医療機関については、実施年度ごとに調整を行うたうえ市と委託契約を行うことから、年度ごとにお知らせします。お知らせする方法としては、市広報等でお知らせします。

### (3) 委託契約の方法

特定健康診査の委託に係る契約書の様式については、別に定めます。

## 7 周知及び案内の方法

特定健康診査の受診率向上及び内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率向上を図るため、市は各機会を通じて周知・案内をします。

### (1) 周知の方法

特定健康診査及び特定保健指導については、市ホームページ及び市広報紙等により周知を図ります。

### (2) 受診券の発送方法等

健診案内は、特定健康診査の受診券とともに、年に1回対象者に郵送します。

## 8 事業者健診等のデータ収集方法

特定健康診査と重複した健診を事業主健診等で受診した場合、受診者から結果を送付してもらうこととし、受診案内送付時や未受診者への受診勧奨の際に健診結果送付の案内を同封し、協力を依頼します。なお、結果は電子データが望ましいが、紙データでの受領も可とします。



## 9 受診券

特定健康診査の対象者には受診券を、発行します。

### 【受診券様式（案）】

(表)

平成23年度 特定健康診査受診券			
個人コード		受診券番号	
受診者氏名(カナ)			
生年月日			
(被保険者証番号)	様	年度到達年齢	性別
交付年月日		有効期限	
自己負担金額			
健診の種類	受診可否	備考	
1 特定健康診査(基本的な項目)	○		
2 特定健康診査(詳細な項目)	医師の判断により実施	※昨年度結果該当	
【特定健康診査受診上の注意事項】			
1. 上記の住所欄に変更がある場合、ご自宅の住所を自署してください。			
2. 特定健康診査を受診するときは、受診券(裏面を記入したものと被保険者証を窓口)に提出してください。			
3. 特定健康診査は、記載してある有効期限内に受診して下さい。			
4. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者等において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承のうえ受診願います。			
5. 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実績結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご承知の上、受診願います。			
6. 被保険者の資格がなくなった時は、この券を使用する受診はできません。この券は保険者にご返却ください。			
7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪としての処分を受けることもあります。			
8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者等に申し出て、訂正を受けてください。			
保険者等	所在地	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	
	電話番号	047-445-1141	
	番号	120246	
	名称	鎌ヶ谷市	
	公印省略		
契約とよまめ機関名	鎌ヶ谷市医師会・鎌ヶ谷総合病院		
支払い代行機関番号	91299024		
支払い代行機関名	千葉県国民健康保険団体連合会		

(裏)

必ず事前にご記入のうえ、医療機関に提出してください。

① 自覚症状(該当するものに○を○する。)			
1. 胸部圧迫感	2. 動悸・息切れ	3. 頭痛	4. 胸やけ・胃痛
5. 咳・痰	6. 胃こり	7. 手足のしびれ	8. 口渇
9. めまい・立ちくらみ	10. 便秘異常	11. その他の症状( )	
② 問診項目			
NO	質問事項	選択肢(○)をつける	
1-3	現在、aからcの薬を服用していますか	1. はい	2. いいえ
1	a. 血圧を下げる薬	1. はい	2. いいえ
2	b. インスリン注射又は血糖を下げる薬	1. はい	2. いいえ
3	c. コレステロールを下げる薬	1. はい	2. いいえ
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか	1. はい	2. いいえ
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか	1. はい	2. いいえ
6	医師から、慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析)を受けたことがありますか	1. はい	2. いいえ
7	医師から、貧血と言われたことがありますか	1. はい	2. いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 ※「習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6か月以上吸っている者」であり、最近1か月間も吸っている者	1. はい	2. いいえ
9	20歳のときの体重から10kg以上増加している。	1. はい	2. いいえ
10	1回30分以上の汗をかき運動を週2日以上、1年以上実施している。	1. はい	2. いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施している。	1. はい	2. いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	1. はい	2. いいえ
13	この1年間で体重の増減が±3kg以上あった。	1. はい	2. いいえ
14	人と比較して食べる速度が速い。	1. はい	2. いいえ
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが、週に3回以上ある。	1. はい	2. いいえ
16	夕食後に間食(3食以外の飲食)をとることが、週に3回以上ある。	1. はい	2. いいえ
17	朝食を抜くことが週3回以上ある。	1. はい	2. いいえ
18	お酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度	1. 毎日 2. 時々 3. ほとんど飲まない(飲めない)	
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 清酒1合(180ml)の目安: ビール中瓶1本(約500ml)、焼酎35度(80ml) ウイスキーダブル1杯(60ml)、ワイン2杯(240ml)	1. 1合未満 2. 1~2合 3. 2~3合未満 4. 3合以上	
20	睡眠で休養が十分とれている。	1. はい 2. いいえ	
21	運動や食生活の生活習慣を改善してみようと思っていますか。	1. 改善するつもりはない 2. 改善するつもりである(概ね6か月以内) 3. 近いうちに(概ね1か月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている 4. 既に改善に取り組んでいる(6か月未満) 5. 既に改善に取り組んでいる(6か月以上)	
22	生活習慣の改善について、保健指導を受ける機会があれば利用しますか。	1. はい 2. いいえ	



## 12 代行機関の利用

健診結果や保健指導データ並びに費用決済に関する事務処理の効率化を図るため、千葉県国民健康保険団体連合会を代行機関とします。

## 第4章 個人情報の保護

### 1 基本的な考え方

特定健康診査や特定保健指導によって得られる個人情報に関しては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び同法に基づくガイドライン（「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」）並びに「鎌ヶ谷市個人情報保護条例（平成12年条例第1号）」及び「鎌ヶ谷市個人情報保護条例施行規則（平成12年規則第36号）」を遵守して適切に取り扱います。

また、市の役職若しくは職員又はこれらの職にあった者に対しては、個人情報の漏洩を防止するため、「国民健康保険法（平成20年4月1日施行分）第120条の2」及び「高齢者の医療の確保に関する法律（平成20年4月1日施行分）第30条、第167条」等に定める守秘義務等の規定の周知を図るとともに、特定健康診査・特定保健指導を外部に委託する際には、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定め、委託事業者についても守秘義務の徹底に努めます。

### 2 記録の管理等

#### (1) 記録の管理

特定健康診査・特定保健指導の実施により作成されるデータについては、千葉県国民健康保険団体連合会に保存及び管理を委託する。

#### (2) 保存年限

特定健康診査及び特定保健指導のデータは、原則5年間保存します。

また、他の保険者に異動する等加入者でなくなった方のデータについては、異動年度の翌年度末まで保管し、その後廃棄します。

## 第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

この計画を公表し、医療保険者としての取り組み方針を示し、多くの対象者が健診・保健指導を受け、生活習慣病予防に取り組むよう周知を図ります。

### 1 公表方法

この計画書は、市ホームページ及び市広報紙等で公表し周知を図ります。なお、市広報紙での公表は概要版とします。

### 2 実施する趣旨の普及啓発の方法

市ホームページや市広報紙に掲載するとともに、チラシ・パンフレット等の掲示や配布し、また市の衛生部門で実施する教室や相談事業等ポピュレーションアプローチを活用し、年間を通して普及啓発を実施します。

また、健診後の情報提供の場も生活習慣病予防や改善の場と捉え、普及啓発に努めます。

## 第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

目標値の達成状況及び経年変化の推移等について、毎年まとめ、見直しの必要性について検討します。

### 1 特定健康診査等実施計画の評価

計画の実施にあたり第2章で設定した目標値の達成状況について確認を行うとともに、実施体制、周知方法、保健指導方法等について評価を行い、効率的な事業運営が行えるように努めます。

### 2 評価時期

本計画は、5年を一期としているため平成22年度に中間評価を行うものとし、平成24年度事業終了後評価をします。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、鎌ヶ谷市国民健康保険運営協議会へ報告するとともに、市ホームページ及び市広報紙等に掲載し公表します。